

事 務 連 絡  
令和 4 年 5 月 2 3 日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

なお、都道府県による取組等の実施に当たっては、基本的対処方針を踏まえ、あらかじめ政府に対し迅速に情報共有等を行うようお願いします。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 3 年 11 月 19 日 (令和 4 年 5 月 23 日変更)

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第 2 担当 徳永・武田・高木・岡田・鈴木・奥玉・塚本・西村

直通 03 (6257) 3086

e-mail g. sinngatainnfuru. taisaku001@cas. go. jp